

定額給付金についてのお知らせ

定額給付金について、給付対象者および給付額は次のとおりです。なお、具体的な申請・給付の方法や給付開始日につきましては、4月10日をめどに各世帯あてにご案内できるよう事務を進めています。

※住所が変わった方は、郵便局への転送届けをお願いします

○給付対象者

平成21年2月1日（基準日）において、次の要件のいずれかに該当する方

- ①本市の住民基本台帳に登録されている方
- ②本市の外国人登録原票に登録されている方（不法滞在者および短期滞在の在留資格で在留する方を除く）

※現在、佐野市にお住まいの方でも、住民登録をしていない方は対象となりません。ご注意ください

○給付額

1人につき12,000円を支給します。ただし、基準日現在において65歳以上の人および18歳以下の人については20,000円を支給します

○申請・受給者

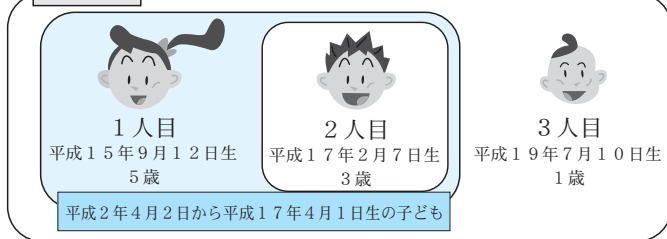
給付対象者の属する世帯の世帯主となります

※詳しくは、定額給付金給付本部☎(27)3325へお問い合わせください



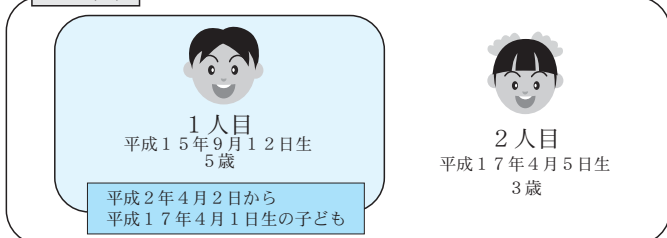
平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれで
第2子以降の子ども 1人×3.6万円=3.6万円

Aさん世帯



平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれで
第2子以降の子どもがいない → 受給できません

Bさん世帯



※年齢は、平成21年2月1日現在のものです

子育て応援特別手当のご案内

こども課 ☎(20)3023

国で決定された「生活対策」の一環として、子育て応援特別手当が定額給付金とは別に支給されます。

これは多子世帯の幼児教育期の負担に配慮し、今年度に限り、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり36,000円を世帯主に支給する制度です。

○支給の要件

世帯に平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの子どもが2人以上おり、かつ平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子どもがいる世帯が対象です。

2月1日現在の住民票を基に対象と思われる世帯に通知します。返信用封筒を同封しますので、郵送にて申請をお願いします。

※何らかの理由で、実質的な扶養者とお子さんの住民票を分離している場合は、こども課までご相談ください

定額給付金の給付をよそおった詐欺などに注意！

定額給付金などの給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。次のようなことは絶対にありません。

- ①「定額給付金」に関して、市や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすること
- ②ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと
- ③市や総務省などが「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めること